

久御山町投票立会人募集要項

久御山町選挙管理委員会では、町民の皆様に政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近なものに感じていただくため、投票立会人を次のとおり募集します。

【仕事の内容】

投票立会人は、投票管理者のもとで、投票事務の公平を確保するため、公益代表として、投票事務全般に立ち会う重要な職責を有しています。

主な仕事の内容は次のとおりです。

- 投票所の開閉時の立会い
- 最初の選挙人が投票する際に、投票箱に何も入っていないことを確認する立会い（期日前投票の場合、初日のみ）
- 投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立会い
- 投票箱の閉鎖の立会い など

【立会日時・場所・従事形態・報酬】

1 期日前投票

日時：期日前投票期間（選挙の公（告）示の日の翌日から投票日前日まで）

午前8時 20 分から午後8時 10 分まで

場所：期日前投票所（久御山町役場 1 階ロビー・ふれあい交流館ゆうホール 1 階エントランス）

従事：1 日、午前、午後のいずれかに従事いただきます。

報酬：1 日従事（午前8時 20 分から午後8時 10 分）10,900 円

午前従事（午前8時 20 分から午後2時 15 分）5,450 円

午後従事（午後2時 5 分から午後8時 10 分）5,450 円

※ （ ）内は、久御山町役場の場合の従事時間です。ふれあい交流館ゆうホールの場合、従事時間が異なります。

※ 源泉所得税は控除します。

※ 交通費の支給はありません。

2 選挙期日の投票

日時：選挙期日

午前6時 45 分から午後8時 10 分まで

場所：あなたが選挙人名簿に登録されている投票所

従事：1 日、午前、午後のいずれかに従事いただきます。

報酬：1 日従事（午前6時 45 分から午後8時 10 分）12,400 円

午前従事（午前6時 45 分から午後1時 30 分）6,200 円

午後従事（午後1時 15 分から午後8時 10 分）6,200 円

- ※ 源泉所得税は控除します。
- ※ 交通費の支給はありません。

【募集定員】

40人

- ※ 定員に達した場合は、登録されないことがあります。

【応募要件】

- 1 久御山町に住所を有する方
- 2 久御山町の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方

【応募方法】

募集定員に達するまで随時募集しています。応募用紙に記入のうえ、久御山町選挙管理委員会事務局に申し込んでください。投票立会人名簿に登録され、又は登録されなかった方に、その旨通知いたします。

【投票立会人の決定】

投票立会人名簿に登録された方には、選挙ごとに従事希望を確認させていただき、投票立会人に選任いたします。

【申込・問合せ先】

久御山町選挙管理委員会（久御山町役場総務課内）

〒613-8585 久御山町島田ミスノ 38 番地

電話 075 - 631 - 9991 / 0774 - 45 - 3922

